

協議項目	11	財産の取扱いに関すること	関係項目																																																																																																																																																																																																				
調整方針	各市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。																																																																																																																																																																																																						
現況			調整理由・課題																																																																																																																																																																																																				
<p>1 公有財産 (1) 土地及び建物 (単位: m²)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">渋川市</th> <th colspan="2">伊香保町</th> <th colspan="2">小野上村</th> <th colspan="2">子持村</th> <th colspan="2">赤城村</th> <th colspan="2">北橋村</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">行政財産</td> <td>本庁舎</td> <td>15,616</td> <td>8,588</td> <td>3,515</td> <td>2,135</td> <td>4,926</td> <td>1,410</td> <td>10,017</td> <td>2,415</td> <td>3,833</td> <td>2,017</td> <td>24,926</td> <td>5,192</td> <td>62,833</td> <td>21,757</td> </tr> <tr> <td>消防施設</td> <td>792</td> <td>887</td> <td>1,208</td> <td>624</td> <td>957</td> <td>276</td> <td>2,912</td> <td>414</td> <td>991</td> <td>417</td> <td>2,085</td> <td>222</td> <td>8,945</td> <td>2,840</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>226,136</td> <td>66,028</td> <td>34,994</td> <td>8,449</td> <td>21,631</td> <td>7,064</td> <td>81,924</td> <td>21,998</td> <td>92,905</td> <td>27,346</td> <td>51,824</td> <td>15,384</td> <td>509,414</td> <td>146,269</td> </tr> <tr> <td>公営住宅</td> <td>48,165</td> <td>22,153</td> <td>5,423</td> <td>2,465</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>363</td> <td>6,504</td> <td>1,934</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>60,092</td> <td>26,915</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>876,085</td> <td>6,155</td> <td>9,038</td> <td>0</td> <td>4,112</td> <td>0</td> <td>16,322</td> <td>0</td> <td>187,689</td> <td>4,429</td> <td>29,002</td> <td>306</td> <td>1,122,248</td> <td>10,890</td> </tr> <tr> <td>その他施設</td> <td>209,632</td> <td>45,211</td> <td>69,141</td> <td>12,299</td> <td>53,545</td> <td>12,670</td> <td>250,905</td> <td>19,209</td> <td>51,065</td> <td>14,652</td> <td>60,323</td> <td>16,120</td> <td>694,611</td> <td>120,161</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,376,426</td> <td>149,022</td> <td>123,319</td> <td>25,972</td> <td>85,171</td> <td>21,420</td> <td>362,080</td> <td>44,399</td> <td>342,987</td> <td>50,795</td> <td>168,160</td> <td>37,224</td> <td>2,458,143</td> <td>328,832</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">普通財産</td> <td>山林</td> <td>531,263</td> <td>0</td> <td>1,689,000</td> <td>0</td> <td>1,806,887</td> <td>0</td> <td>967,144</td> <td>0</td> <td>3,649,214</td> <td>0</td> <td>126,454</td> <td>0</td> <td>8,769,962</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>224,806</td> <td>2,731</td> <td>116,683</td> <td>2,172</td> <td>5503</td> <td>0</td> <td>21,008</td> <td>0</td> <td>60,017</td> <td>1,425</td> <td>34,758</td> <td>1,155</td> <td>462,775</td> <td>7,483</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>756,069</td> <td>2,731</td> <td>1,805,683</td> <td>2,172</td> <td>1,812,390</td> <td>0</td> <td>988,152</td> <td>0</td> <td>3,709,231</td> <td>1,425</td> <td>161,212</td> <td>1,155</td> <td>9,232,737</td> <td>7,483</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,132,495</td> <td>151,753</td> <td>1,929,002</td> <td>28,144</td> <td>1,897,561</td> <td>21,420</td> <td>1,350,232</td> <td>44,399</td> <td>4,052,218</td> <td>52,220</td> <td>329,372</td> <td>38,379</td> <td>11,690,880</td> <td>336,315</td> </tr> </tbody> </table> <p>共有林 (共有林全体面積 48.7ha) (平成15年3月31日現在)</p>			区分	渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村		計		土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	行政財産	本庁舎	15,616	8,588	3,515	2,135	4,926	1,410	10,017	2,415	3,833	2,017	24,926	5,192	62,833	21,757	消防施設	792	887	1,208	624	957	276	2,912	414	991	417	2,085	222	8,945	2,840	学校	226,136	66,028	34,994	8,449	21,631	7,064	81,924	21,998	92,905	27,346	51,824	15,384	509,414	146,269	公営住宅	48,165	22,153	5,423	2,465	0	0	0	363	6,504	1,934	0	0	60,092	26,915	公園	876,085	6,155	9,038	0	4,112	0	16,322	0	187,689	4,429	29,002	306	1,122,248	10,890	その他施設	209,632	45,211	69,141	12,299	53,545	12,670	250,905	19,209	51,065	14,652	60,323	16,120	694,611	120,161	計	1,376,426	149,022	123,319	25,972	85,171	21,420	362,080	44,399	342,987	50,795	168,160	37,224	2,458,143	328,832	普通財産	山林	531,263	0	1,689,000	0	1,806,887	0	967,144	0	3,649,214	0	126,454	0	8,769,962	0	その他	224,806	2,731	116,683	2,172	5503	0	21,008	0	60,017	1,425	34,758	1,155	462,775	7,483	計	756,069	2,731	1,805,683	2,172	1,812,390	0	988,152	0	3,709,231	1,425	161,212	1,155	9,232,737	7,483	合 計	2,132,495	151,753	1,929,002	28,144	1,897,561	21,420	1,350,232	44,399	4,052,218	52,220	329,372	38,379	11,690,880	336,315	<p>【調整理由】 市町村合併にあたって財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議して定めることとされていることから、各市町村の所有する財産(土地、建物、債権及び債務等)の取扱いについて調整をするものである。 この調整にあたっては、合併後の市町村の一体性の観点から、すべての財産を新たな市へ引継ぐことが通例となっている。</p> <p>【課題】 市町村合併の際に、関係市町村の協議に基づき財産区を設けることは可能(地方自治法第294条)であるが、これは、合併関係市町村間において、財産所有に著しい不均等があり、これを統合して新市町村に帰属させることが適当でない場合に特別に認めるもので、財産があればその大小を問わず財産区を設けるものとするのではないとされている。(旧町村合併促進法第23条) このような点から、本地域の市町村で財産区を設ける必要があるのかどうか、調整が必要である。</p> <p>【公有財産に関する課題】 (土地及び建物) 合併に際し、公有財産台帳の整備が必要となるので、混乱の起きないような事前準備が必要となる。</p>
区分	渋川市			伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村		計																																																																																																																																																																																									
	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物																																																																																																																																																																																									
行政財産	本庁舎	15,616	8,588	3,515	2,135	4,926	1,410	10,017	2,415	3,833	2,017	24,926	5,192	62,833	21,757																																																																																																																																																																																								
	消防施設	792	887	1,208	624	957	276	2,912	414	991	417	2,085	222	8,945	2,840																																																																																																																																																																																								
	学校	226,136	66,028	34,994	8,449	21,631	7,064	81,924	21,998	92,905	27,346	51,824	15,384	509,414	146,269																																																																																																																																																																																								
	公営住宅	48,165	22,153	5,423	2,465	0	0	0	363	6,504	1,934	0	0	60,092	26,915																																																																																																																																																																																								
	公園	876,085	6,155	9,038	0	4,112	0	16,322	0	187,689	4,429	29,002	306	1,122,248	10,890																																																																																																																																																																																								
	その他施設	209,632	45,211	69,141	12,299	53,545	12,670	250,905	19,209	51,065	14,652	60,323	16,120	694,611	120,161																																																																																																																																																																																								
	計	1,376,426	149,022	123,319	25,972	85,171	21,420	362,080	44,399	342,987	50,795	168,160	37,224	2,458,143	328,832																																																																																																																																																																																								
普通財産	山林	531,263	0	1,689,000	0	1,806,887	0	967,144	0	3,649,214	0	126,454	0	8,769,962	0																																																																																																																																																																																								
	その他	224,806	2,731	116,683	2,172	5503	0	21,008	0	60,017	1,425	34,758	1,155	462,775	7,483																																																																																																																																																																																								
	計	756,069	2,731	1,805,683	2,172	1,812,390	0	988,152	0	3,709,231	1,425	161,212	1,155	9,232,737	7,483																																																																																																																																																																																								
合 計	2,132,495	151,753	1,929,002	28,144	1,897,561	21,420	1,350,232	44,399	4,052,218	52,220	329,372	38,379	11,690,880	336,315																																																																																																																																																																																									
(2) 物権																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上権</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地役権</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉱業権</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>温泉権</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年3月31日現在)</p>				渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	地上権								地役権								鉱業権								温泉権	1件	1件	1件	1件	1件	1件	6件	合計	1件	1件	1件	1件	1件	1件	6件																																																																																																																																																					
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																																																
地上権																																																																																																																																																																																																							
地役権																																																																																																																																																																																																							
鉱業権																																																																																																																																																																																																							
温泉権	1件	1件	1件	1件	1件	1件	6件																																																																																																																																																																																																
合計	1件	1件	1件	1件	1件	1件	6件																																																																																																																																																																																																
(3) 無体財産権																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許権</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>著作権</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1件</td> <td></td> <td></td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2件</td> <td></td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1件</td> <td>2件</td> <td></td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年3月31日現在)</p>				渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	特許権								著作権				1件			1件	商標権					2件		2件	合計				1件	2件		3件																																																																																																																																																													
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																																																
特許権																																																																																																																																																																																																							
著作権				1件			1件																																																																																																																																																																																																
商標権					2件		2件																																																																																																																																																																																																
合計				1件	2件		3件																																																																																																																																																																																																

協議項目	11	財産の取扱いに関すること						関係項目	
現 況								調整理由・課題	
(4) 有価証券 (単位：千円)								(有価証券等) 新市において、名義変更等の手続きが必要となる。 また、第三セクターの定款に市町村の固有名称が表示されている場合は、定款の変更等の手続きも想定される。	
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計		
・(株)群馬銀行	3,738						3,738		
・渋川ガス(株)	29,400						29,400		
・(株)FM群馬	2,300	111					2,411		
・(株)渋川市民ゴルフ場	17,000	2,000					19,000		
・群馬テレビ(株)	829	28					857		
・(株)しぶかわ温泉	13,000						13,000		
・東京電力(株)		25,191					25,191		
・伊香保ガス(株)		1,000					1,000		
・伊香保ゴルフ倶楽部会員権		20,000					20,000		
・伊香保温泉給湯(株)		5,100					5,100		
・子持村産業振興(株)				7,500			7,500		
合 計	66,267	53,430	0	7,500	0	0	127,197		
(平成15年3月31日現在)									

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	11	財産の取扱いに関すること	関係項目					調整理由・課題
現			況					
(5) 出資による権利							(単位:千円)	
出資先	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	
■	2,820	610	770	1,310	3,480	880	9,870	
・渋川地区森林組合	171	497	585	367			1,620	
・各市町村土地開発公社	5,000	5,000		5,000	5,000	5,000	25,000	
・群馬県信用保証協会	23,380	3,500	1,500	1,500	2,120	4,000	36,000	
・群馬県住宅供給公社	500						500	
・群馬県森林組合連合会	374						374	
■	2,572	286	124	539	646		4,167	
・(財)群馬県農業後継者育成基金	3,649	1,115	532	1,258		1,081	7,635	
・(財)群馬県畜産物価格安定基金協会	250	190	90	270	850	170	1,820	
■	3,659	231	92	396	568	660	5,606	
・(財)群馬県国民年金福祉協会	111						111	
・(財)群馬県下水道公社	1,000					1,000	2,000	
・(財)群馬県健康づくり財団	172	18	13	34	37	28	302	
・(財)群馬県勤労福祉センター	1,600						1,600	
・(財)ぐんま腎臓バンク	592	58	29	75			754	
・(財)群馬県婦人会館	167						167	
・(財)群馬県防犯協会	171						171	
・(財)群馬	1,724	171	119	335	363	277	2,989	
■	300						300	
・(社)群馬県青果物生産出荷安定基金協会	30				30	30	90	
・群馬県畜産協会	170						170	
・渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金	298,680	56,684	44,300	99,892	113,326	85,882	698,764	
・(財)群馬県	4,248	348	724	800	3,692		9,812	
■	800	4	13	40	74	34	965	
・(財)群馬県消防協会	4,440	1,058	620	1,354	1,369	1,083	9,924	
■	200,000						200,000	
・群馬県林業公社		100		100	100		300	
・群馬県農業公社					1,264		1,264	
・群馬県農業共済基金				109			109	
・渋川地区森林組合作業班等雇用安定基金		206	278	314			798	
・群馬県森林組合作業班等雇用安定基金					300		300	
・烏帽子山植林組合			96				96	
・赤城村森林組合					10		10	
・商工中央金庫預託金		500					500	
・労働金庫預託金		500					500	
合計	556,580	71,076	49,885	113,693	133,229	100,125	1,024,588	

(平成15年3月31日現在)

協議項目		11 財産の取扱いに関すること		関係項目					
現 況						調整理由・課題			
2 物品						【公用車に関する課題】 新市への移行に当たって、本庁、支所等への配置等の調整が必要となる。			
渋川市		伊香保町		小野上村				計	
自動車	43台	自動車	16台	自動車	21台			自動車	175台
運搬用	101台	運搬用	26台	運搬用	14台			運搬用	204台
消防用	11台	消防用	7台	消防用	3台			消防用	36台
土木用	2台	土木用 (除雪車)	3台					土木用	5台
		その他	2台					その他	10台
合計	157台	合計	54台	合計	38台			合計	430台
				合計	67台			合計	57台
				合計	57台			合計	57台

(平成15年3月31日現在)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		11 財産の取扱いに関すること		関係項目				調整理由・課題					
現 況						調整理由・課題							
3 基金(1/3)						(単位:千円)							
渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村		計	
渋川市財政調整基金 987,066		伊香保町財政調整基金 324,785		小野上村財政調整基金 313,699		子持村財政調整基金 301,406		赤城村財政調整基金 605,718		北橋村財政調整基金 231,738		2,764,412	
渋川市減債基金 140,081		伊香保町減債基金 43,038		小野上村減債基金 23,008		子持村減債基金 60,078		赤城村減債基金 118,056		北橋村減債基金 15,247		399,508	
渋川市芸術文化振興基金 1,819												1,819	
渋川市国際交流基金 105,758												105,758	
渋川市福祉事業基金 289,767		伊香保町地域福祉基金 130,780		小野上村地域福祉基金 95,219		子持村地域福祉基金 150,000		赤城村地域福祉基金 163,500		北橋地域福祉基金 95,000		924,266	
渋川市上越新幹線川島地区新駅設置基金 600,000		伊香保町上越新幹線新駅設置基金 198,766		小野上村上越新幹線新駅設置基金 21,069		子持村上越新幹線新駅設置基金 24,158						843,993	
渋川市農業用水等湯水対策施設維持管理基金 566,911				小野上村湯水対策施設維持管理基金 662,361								1,229,272	
渋川市商工業振興基金 160,511												160,511	
渋川市都市計画等事業基金 17,400												17,400	
渋川市公民館婚礼衣装、祭壇及び喪服基金 11,549												11,549	
渋川市D51蒸気機関車維持管理基金 400												400	
渋川市豊秋小学校大谷文庫基金 1,000												1,000	
渋川市北小学校田部井文庫基金 1,000												1,000	

【基金に関する課題】
先進地事例では基金の持ち寄り額を定めている例がある。
南アルプス市では、財政調整基金を人口1人当たり10,000円、減債基金を地方債残高の1%を目標としている。
また、類似目的の基金の統合や基金の額の調整、少額基金の取扱いなど検討が必要と思われる。

(平成15年3月31日現在)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	11	財産の取扱いに関すること		関係項目			調整理由・課題
現況							
3 基金(2/3)						(単位:千円)	
渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	
渋川市金島小学校石川文庫基金 10,000						10,000	
渋川市古巻小学校加藤文庫基金 5,000						5,000	
渋川市図書館資料基金 4,692						4,692	
渋川市スポーツ振興基金 14,336						14,336	
渋川市介護保険基金 126,401	伊香保町介護保険円滑導入基金 15,003	小野上村介護保健給付費準備基金 13,998		赤城村介護保険給付費準備基金 50,156	北橋村介護給付費準備基金 22,046	227,604	
渋川市土地開発基金 860,000	伊香保町土地開発基金 169,176	小野上村土地開発基金 36,960	子持村土地開発基金 124,712	赤城村土地開発基金 280,000	北橋村土地開発基金 103,000	1,573,848	
渋川市国民健康保険基金 64,073	伊香保町国民健康保険基金 44,958	小野上村国民健康保険基金 80,187	子持村国民健康保険基金 182,061	赤城村国民健康保険基金 6,676	北橋村国民健康保険特別会計事業勘定基金 14,053	392,008	
	伊香保町ふるさと創生事業基金 53,930		子持村ふるさとづくり基金 177,684	赤城村ふるさと創生基金 238,954		470,568	
		小野上村ふるさとと水と土保全対策基金 10,492		赤城村災害補償基金 7,481	北橋村罹災救済基金 390	18,363	
				赤城村小口生活資金貸付基金 800	北橋村小口生活資金貸付基金 200	1,000	
					北橋村自家用有償自動車運行事業基金 93	93	
					北橋村公共施設整備基金 30,000	30,000	
			子持村役場庁舎建設基金 48,421	赤城村役場庁舎改築基金 1,080,869		1,129,290	
		小野上村温泉特別会計基金 250,431		赤城村温泉開発総合整備基金 65,147		315,578	
			子持村青少年健全育成基金 50,000			50,000	

(平成15年3月31日現在)

議案第10号参考資料(その7)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		11 財産の取扱いに関すること		関係項目				調整理由・課題	
現 況									
3 基金(3/3)						(単位:千円)			
渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計			
	伊香保町公共下水道事業基金		子持村特定環境保全公共下水道施設建設基金						
	10,000		81,180						91,180
			子持村農業集落排水施設維持管理基金						
			24,648						24,648
		小野上村交流促進センター基金							
		50,200							50,200
		小野上村飲料水水源施設等管理基金		赤城村簡易水道事業基金					
		164,461		26,394					190,855
		小野上村特定農山村地域活動支援基金			北橋村農林業地域活性化基金				
		8,296			17,000				25,296
	伊香保町デイサービスセンター建設基金								
	11,113								11,113
	伊香保町町制施行200周年基金								
	14,929								14,929
	伊香保町奨学基金								
	12,911								12,911
	伊香保町郷土芸能育成基金								
	10,129								10,129
	退職手当基金								
	60,000								60,000
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
4,027,764	1,039,518	1,730,381	1,224,348	2,643,751	528,767				11,194,529

(平成15年3月31日現在)

協議項目		11 財産の取扱いに関すること		関係項目				調整理由・課題					
現				況									
4 土地開発基金の運用													
渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村		合計	
土地	4,585㎡	土地	29,590㎡	土地	1,312㎡	土地	5,902㎡	土地	1,424㎡	土地	720㎡	土地	43,533㎡
価格	185,325千円	価格	151,062千円	価格	1,489千円	価格	95,878千円	価格	21,457千円	価格	6,302千円	価格	461,513千円
現金	674,675千円	現金	18,114千円	現金	35,471千円	現金	28,834千円	現金	258,543千円	現金	96,698千円	現金	1,112,335千円
(平成15年3月31日現在)													
5 地方債													
(単位：千円)													
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計						
普通会計	18,817,077	1,824,392	2,091,520	4,277,585	2,870,980	3,455,929	33,337,483						
一般公共事業債	1,348,622		16,018	140,290	10,122	29,697	1,544,749						
一般単独事業債	10,749,628	1,053,394	872,655	1,406,832	1,901,110	2,012,340	17,995,959						
公営住宅建設事業債	592,461	190,821					783,282						
義務教育施設整備事業債	1,313,809	147,082	85,830	199,507	419,362	112,393	2,277,983						
辺地対策事業債							0						
公共用地先行取得等事業債	336,400			1,626,425			1,962,825						
災害復旧事業債	8,519		27,160	9,926	24,494	10,648	80,747						
一般廃棄物処理事業債							0						
厚生福祉施設整備事業債	480,863	42,290		195,920		339,553	1,058,626						
地域改善対策特定事業債	35,481						35,481						
財源対策債	696,829	61,016	66,931	57,746	172,404	117,974	1,172,900						
減収補てん債	167,660						167,660						
臨時財政特例債	341,111		20,545	12,446	7,471	808	382,381						
公共事業等臨時特例債	22,865						22,865						
減税補てん債	1,455,019	125,836	44,863	278,126	55,000	253,381	2,212,225						
臨時税収補てん債	292,098	35,786	8,999	55,566		46,486	438,935						
調整債	49,320	15,567	2,948	2,781	7,582		78,198						
臨時財政対策債	681,200	152,600	113,684	249,200	270,900	227,800	1,695,384						
過疎債			736,547				736,547						
県貸付			95,244	42,820			138,064						
その他	229,148		96		2,535	304,849	536,628						
特定資金公共投資事業債	16,044						16,044						
その他会計	7,136,591	1,387,362	1,098,842	3,854,915	3,122,491	5,105,514	21,705,715						
下水道事業債	6,860,939	1,244,997	943,849	167,400	3,054,683	2,129,392	14,401,260						
農業集落排水事業債	275,652			3,687,515		2,976,122	6,939,289						
観光事業債		142,365					142,365						
水道事業債			154,993		67,808		222,801						
企業会計	4,190,234	3,116,499	0	293,890	0	1,467,839	9,068,462						
水道事業債	4,190,234	3,116,499		293,890		1,467,839	9,068,462						
合計	30,143,902	6,328,253	3,190,362	8,426,390	5,993,471	10,029,282	64,111,660						
(平成15年3月31日現在)													

協議項目	11	財産の取扱いに関すること		関係項目				調整理由・課題
現 況								
6 債務負担行為 (単位:千円)								
		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計
債務負担行為に基づく平成15年度以降の支出予定額	土地購入に係るもの						503,529	503,529
	建物購入に係るもの							0
	その他の物件購入に係るもの			19,967				19,967
	工事請負に係るもの	443,470						443,470
	債務保証・損失補償に係るもの							0
	その他	43,485	92,724				147,032	283,241
合計	486,955	92,724	19,967	0	0	650,561	1,250,207	
7 公営企業の状況 (単位:千円)								
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計	備考
固定資産	9,635,917	4,139,484		2,224,018		2,546,469	18,545,888	H14決算
流動資産	638,726	107,541		792,648		198,251	1,737,166	H14決算
繰延勘定	0	660		0		0	660	H14決算
資産合計	10,274,643	4,247,685	0	3,016,666	0	2,744,720	20,283,714	H14決算
固定負債	3,000	24,794		52,936		0	80,730	H14決算
流動負債	349,056	3,443		5,144		16,033	373,676	H14決算
負債合計	352,056	28,237	0	58,080	0	16,033	454,406	H14決算
資本金	5,873,516	4,168,486		825,422		2,130,091	12,997,515	H14決算
剰余金	4,049,071	50,962		2,133,164		598,596	6,831,793	H14決算
資本合計	9,922,587	4,219,448	0	2,958,586	0	2,728,687	19,829,308	H14決算
負債・資本合計	10,274,643	4,247,685	0	3,016,666	0	2,744,720	20,283,714	H14決算
特定項目								
企業債残高	4,190,234	3,116,499	154,993	293,890	67,808	1,467,839	9,291,263	H14決算
債務負担行為	24,249	0	6,370	0	0	0	30,619	H15予算
基金	0	0	164,461	0	34,204	0	198,665	H14決算
退職手当引当金	10,000	0	0	0	0	0	10,000	H15予算
修繕引当金	5,000	24,794	0	52,936	0	0	82,730	H15予算
積立金等								
利益積立金	61,000	0	0	0	0	0	61,000	H14決算処分後
減債積立金	3,000	0	0	513	0	59,682	63,195	H14決算処分後
建設改良積立金	275,000	0	0	3,000	0	30,000	308,000	H14決算処分後
未処分利益剰余金	46	520,282	0	2,681	0	13,582	503,973	H14決算処分後
注) 小野上村及び赤城村については、簡易水道事業のため、地方公営企業法非適用								

【公営企業に関する課題】
 小野上村、赤城村の水道会計は、公営企業法に適用できるよう、資産の整理が必要になる。
 また、伊香保町の未処分利益剰余金への対応の検討が必要となる。

協議項目	11	財産の取扱いに関すること	関係項目	
現 況				調整理由・課題

8 主な公共施設の状況

公共施設			渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計	単位
項目		単位								
道路	実延長	m	550,641	86,403	124,810	341,447	641,115	305,285	2,049,701	m
	改良済延長	m	293,556	30,057	51,359	127,410	184,508	148,650	835,540	m
	舗装済延長	m	384,320	40,806	53,699	228,837	369,787	204,188	1,281,637	m
橋梁	橋数	数	211	22	56	91	186	122	688	数
	内永久橋数	数	209	20	53	91	182	122	677	数
公園	箇所数	箇所	43	8	2	1	7	3	64	箇所
	面積	m ²	1,081,270	169,088	4,112	22,251	44,652	117,364	1,438,737	m ²
公営住宅		戸	398	34		7	22		461	戸
給水人口		人	48,184	3,937	2,186	12,301	12,168	10,296	89,072	人
公共下水道	処理人口(汚水)	人	17,996	3,778	644			3,160	25,578	人
	処理面積(汚水)	m ²	4,075,000	1,410,000	540,000			1,320,000	7,345,000	m ²
	排水人口(雨水)	人							0	人
	排水面積(雨水)	m ²							0	m ²
農業集落排水	処理人口	人	560			7,993	6,542	6,396	21,491	人
	処理面積	m ²	500,000			3,457,000	10,320,000	2,090,000	16,367,000	m ²
保育所	箇所数	箇所	5	1					6	箇所
	定員	人	360	120					480	人
幼稚園	箇所数	箇所	2		1	2	4	1	10	箇所
	園児数(定員)	人	350		105	480	600	245	1,430	人
小学校	学校数	箇所	6	1	1	3	5	2	18	箇所
	児童数	人	2,797	190	115	736	667	634	5,139	人
中学校	学校数	箇所	4	1	1	1	2	1	10	箇所
	生徒数	人	1,467	93	60	388	387	344	2,739	人
児童館		箇所		1					1	箇所
公民館		箇所	7	2	3	1	1	1	15	箇所
図書館		箇所	1					1	2	箇所
美術館(その他博物館含む)		箇所	1	1				1	3	箇所
体育館		箇所	3	2		2	2	1	10	箇所
陸上競技場		箇所	1				1	1	3	箇所
野球場		箇所	2	1		2	3	1	9	箇所
プール		箇所	4			1	1	1	7	箇所
診療所		箇所					2		2	箇所
老人デイサービスセンター		箇所	1		1	1	1	1	5	箇所
老人福祉センター		箇所	1			1			2	箇所
市民会館・公会堂		箇所	1	1					2	箇所
保健センター		箇所	1	1	1	1	1	1	6	箇所
勤労福祉センター		箇所	1						1	箇所
日帰り温泉施設		箇所	1	1	1	1	1	1	6	箇所

(平成14年度市町村公共施設状況調査表より)
 小野上村の公園については、平成14年度市町村公共施設状況調査表記載以外の公園である。

協議項目	11 財産の取扱いに関すること	関係項目	
現 況		調整理由・課題	
<p>【関係法令】</p> <p>地方自治法（抜粋）</p> <p>（市町村の廃置分合及び境界変更）</p> <p>第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2項省略</p> <p>3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。</p> <p>4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。</p> <p>5項～7項省略</p> <p>（財産の管理及び処分）</p> <p>第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。</p> <p>2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の財産は、第238条の5第2項の規定の適用がある場合で、議会の議決による場合でなければ、これを信託してはならない。</p> <p>（公有財産の範囲及び分類）</p> <p>第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。</p> <p>(1) 不動産</p> <p>(2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機</p> <p>(3) 前2号に掲げる不動産及び動産の従物</p> <p>(4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利</p> <p>(5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利</p> <p>(6) 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利</p> <p>(7) 出資による権利</p> <p>(8) 不動産の信託の受益権</p> <p>2 前項第6号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債</p> <p>(2) 商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）第33条ノ2に規定する短期商工債券</p> <p>(3) 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第54条の3の2第1項に規定する短期債券</p> <p>(4) 保険業法（平成7年法律第105号）第61条の2第1項に規定する短期社債</p> <p>(5) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第8項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第6項に規定する特定短期社債を含む。）</p> <p>(6) 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第62条の2第1項に規定する短期農林債券</p> <p>3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。</p> <p>4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。</p>		<p>（物品）</p> <p>第239条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。</p> <p>(1) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）</p> <p>(2) 公有財産に属するもの</p> <p>(3) 基金に属するもの</p> <p>2 物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品（政令で定める物品を除く。）を普通地方公共団体から譲り受けることができない。</p> <p>3 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p> <p>5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有動産」という。）の管理に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p> <p>（債権）</p> <p>第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。</p> <p>4 前2項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権</p> <p>(2) 過料に係る債権</p> <p>(3) 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和17年法律第11号）又は国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）</p> <p>(4) 預金に係る債権</p> <p>(5) 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権</p> <p>(6) 寄附金に係る債権</p> <p>(7) 基金に属する債権</p> <p>（基金）</p> <p>第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p> <p>2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。</p> <p>4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。</p> <p>6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。</p> <p>8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。</p>	

協議項目	11 財産の取扱いに関すること	関係項目	
現 況			調整理由・課題
<p>(地方債) 第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。 2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。</p> <p>(債務負担行為) 第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。</p>			
<p>9 先進地事例</p>			
<p>西 東 京 市</p> <p>・ 2市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>さいたま市</p> <p>・ 3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>さぬき市</p> <p>・ 5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p>	
<p>宗 像 市</p> <p>・ 2市町の所有する財産(公有財産、物品及び債権並びに基金)については、すべて新市に帰属させるものとする。</p>	<p>東 か が わ 市</p> <p>・ 3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>山 県 市</p> <p>・ 3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 ・ 財産区有財産は、財産区財産として新市に引き継ぐものとする。</p>	